

大和市のマンホールのふた



こうりゅう
合流用 泉の森



おすい
汚水用 野ぎく



うすい
雨水用 山ざくら



大和市の 下水道



はじめに

大和市は、神奈川県ほぼ中央に位置する人口約24万人(令和2年9月現在)の自治体です。面積は27.09km²で、市域は南北に細長く、3つの鉄道が東西南北に走り、道路も国道3路線と県道4路線が縦横に走るなど、交通の利便性に恵まれています。

そのため、大和市では早くから都市化が進み、市制施行前から雨水の排除を目的とした下水道整備が行われてきました。また、昭和40年代には、急速に人口が増加したことから、汚水の排除の必要性が高まり、県内の他市町村に先んじて下水処理場を建設し、下水道整備が進みました。その結果、市街化区域(※1)ではほぼ全域で汚水処理がなされています。

このように大和市では、市民のみなさんの快適な生活環境の創出、河川等の水質保全、家屋等の浸水防止のため、早期から下水道の整備・普及に努めてきました。

今後も豊かな自然を守り、安全・安心で快適な生活環境を維持するために、健全な下水道経営を一層推進しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



※1 市街化区域

都市計画法第7条第2項で指定される、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。



大和市の下水道のあゆみ

西暦(和暦)	月	出来事
1954年(昭和29年)	11	下水道事業認可(下水道事業認可区域71ha)取得、第1期事業として、大和駅周辺地区71haを合流式で着手
1957年(昭和32年)	4	下水道条例制定(昭和32年大和町条例第9号)
1959年(昭和34年)	2	県内で14番目の市として市制を施行、人口35,301人の「大和市」が誕生
1966年(昭和41年)	4	下水道事業認可(処理場)取得
	7	事業認可変更(区域拡大211ha)、第2期事業として、南林間駅及び鶴間駅周辺140haを合流式で着手
1967年(昭和42年)	4	受益者負担金制度実施(省令)
1969年(昭和44年)	4	中部浄化センター(※1)A系供用開始(処理能力:17,000m ³ /日)
1970年(昭和45年)	4	下水道使用料の徴収開始
1972年(昭和47年)	4	下水道使用料改定
1973年(昭和48年)	3	事業認可変更(分流式の採用、区域拡大598ha)、第3期事業着手
1974年(昭和49年)	3	大和都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例制定、同年4月1日より施行
1976年(昭和51年)	4	下水道使用料改定
1977年(昭和52年)	6	事業認可変更(区域拡大642ha)
1979年(昭和54年)	3	事業認可変更(区域拡大1,342ha)、第4期事業着手
1981年(昭和56年)	4	下水道使用料改定
1982年(昭和57年)	1	中部浄化センターB系供用開始(50,000m ³ /日)
1983年(昭和58年)	9	事業認可変更(北部処理区新設、3処理区3処理場へ。区域拡大1,349ha)
1984年(昭和59年)	4	下水道使用料改定、受益者負担金の負担区制廃止
1986年(昭和61年)	4	中部浄化センター上屋開放(ゲートボール場など)
1987年(昭和62年)	4	下水道使用料改定
1988年(昭和63年)	12	事業認可変更(2処理区2処理場へ。区域拡大2,007ha)、第5期事業着手、北部浄化センター供用開始(処理能力:16,000m ³ /日)
1991年(平成3年)	4	下水道使用料改定
	8	中部浄化センター分場供用開始
1992年(平成4年)	12	北部浄化センターの汚泥焼却炉1号炉が運転開始(50t/日)
1994年(平成6年)	4	下水道使用料改定、北部浄化センターに水処理施設完成(30,000m ³ /日)
1995年(平成7年)	1	事業認可変更(中部浄化センター能力増強)
1997年(平成9年)	4	下水道使用料改定、北部浄化センターの汚泥焼却炉2号炉が運転開始(50t/日)
1998年(平成10年)	4	北部浄化センターに水処理施設完成(44,000m ³ /日)
1999年(平成11年)	4	市街化区域汚水整備概ね完了
2000年(平成12年)	4	下水道使用料改定
2001年(平成13年)	3	事業認可変更(雨水滞水池の新設)、第6期事業着手
2003年(平成15年)	8	中部浄化センター新A系供用開始(9,000m ³ /日)
2004年(平成16年)	4	下水道使用料改定、事業認可変更(林間雨水調整池の新設)
2005年(平成17年)	3	合流式下水道緊急改善計画の同意、北部浄化センターの汚泥焼却炉1号炉改築更新(60t/日)
2006年(平成18年)	3	事業認可変更(合流改善計画反映、計画放流水質の設定)、第7期事業着手
2007年(平成19年)	11	林間雨水調整池(貯留容量:3,960m ³)完成
2013年(平成25年)	3	事業計画変更(区域拡大:2,013ha)、第8期事業着手、下水道長寿命化計画(処理場分)策定
	4	下水道使用料改定
2014年(平成26年)	3	中部浄化センター内雨水滞水池(貯留容量:4,760m ³)完成、合流式下水道緊急改善計画に基づく整備完了
2015年(平成27年)	3	事業計画変更(南林間雨水調整池の新設、下鶴間排水区及び上草柳篠山排水区の流域の見直し)
2018年(平成30年)	3	下鶴間排水区に南林間雨水調整池(貯留容量14,100m ³)を平成28年度より工事着手し、平成30年3月に完成
2020年(令和2年)	4	令和2年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行

※1 浄化センター 大和市では、下水処理場を浄化センターと呼びます。

目次

- はじめに・目次 1
- 大和市の下水道のあゆみ 2
- 水の循環 3
- 下水道の役割 4
- 下水道のしくみ 5・6
- 下水処理場のしくみ 7・8
- 下水道の処理区と処理施設 9・10
- 下水管の工事と維持管理 11・12
- 下水処理場の工事と維持管理 13
- 下水道の災害対策 14
- 下水道の浸水対策 15・16
- 大和市の下水道事業 17・18
- こんな時はこちらにご連絡ください 18
- 下水道のイメージアップ活動 19・20
- 市民のみなさんにご協力いただきたいこと 21・22

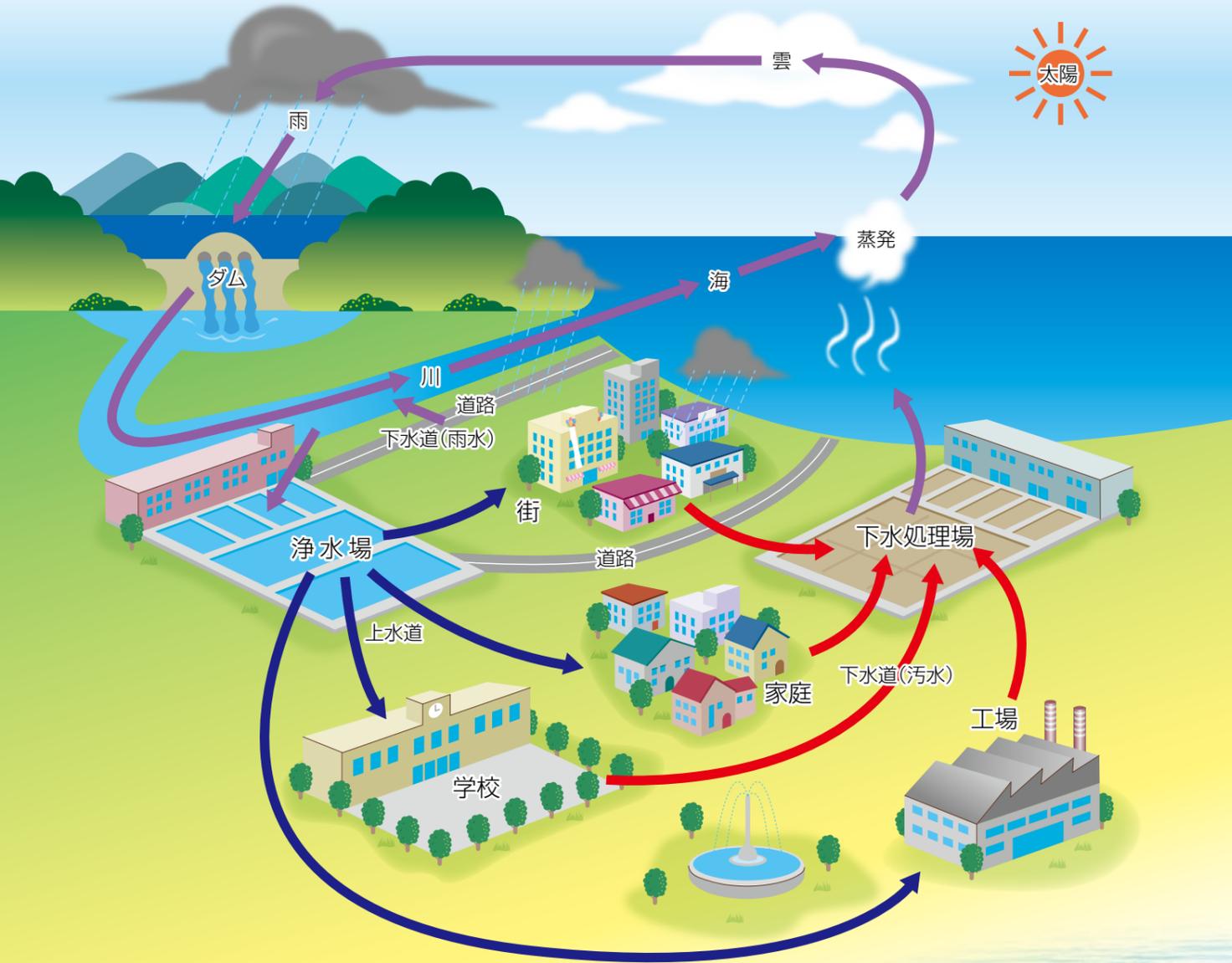


水の循環

地上に降った雨は、集まって川となり、やがて海に注ぎ込みます。そして海の水は太陽に温められて雲となり、再び雨となって地上に戻ってくるのです。このように、水は自然の中を循環しています。

一方、私たちが生活用水として使用する水は、川から汲み上げられ、浄水場できれいにしてから、家庭や工場へ届けられます。使用して汚れた水は、下水処理場できれいにしてから、川や海へ流されます。こうして、自然の水の循環に組み込まれるのです。

下水道は、自然を守り、快適な生活環境を維持していく上で、なくてはならない大切な公共施設です。



下水道の役割



ふれあいの森

快適な生活環境を作る

下水道が整備されると、家庭から排出される汚れた水は地下の下水管を流れるため、家の周囲に汚れた水がたまらず、清潔で住みよい街となります。

また、トイレも水洗化され、快適で衛生的な生活が送れるようになります。

川や海をきれいに保つ

下水道は、家庭の台所やトイレ、風呂などから排出された生活排水や工場排水などの汚れた水を下水管で下水処理場へ運び、きれいな水にしてから川へ放流します。

その結果、川や海の水質をきれいに保ち、自然環境を守ります。



ひきじがわ 引地川のカルガモの親子

浸水を防ぐ

下水道は、降った雨を下水管で川まで運んだり、調整池等に一時的に貯めたりして、雨水による浸水を防ぎ、街を水害から守ります。



みなみりん かんちようせい ち やまと防災パーク(南林間調整池)



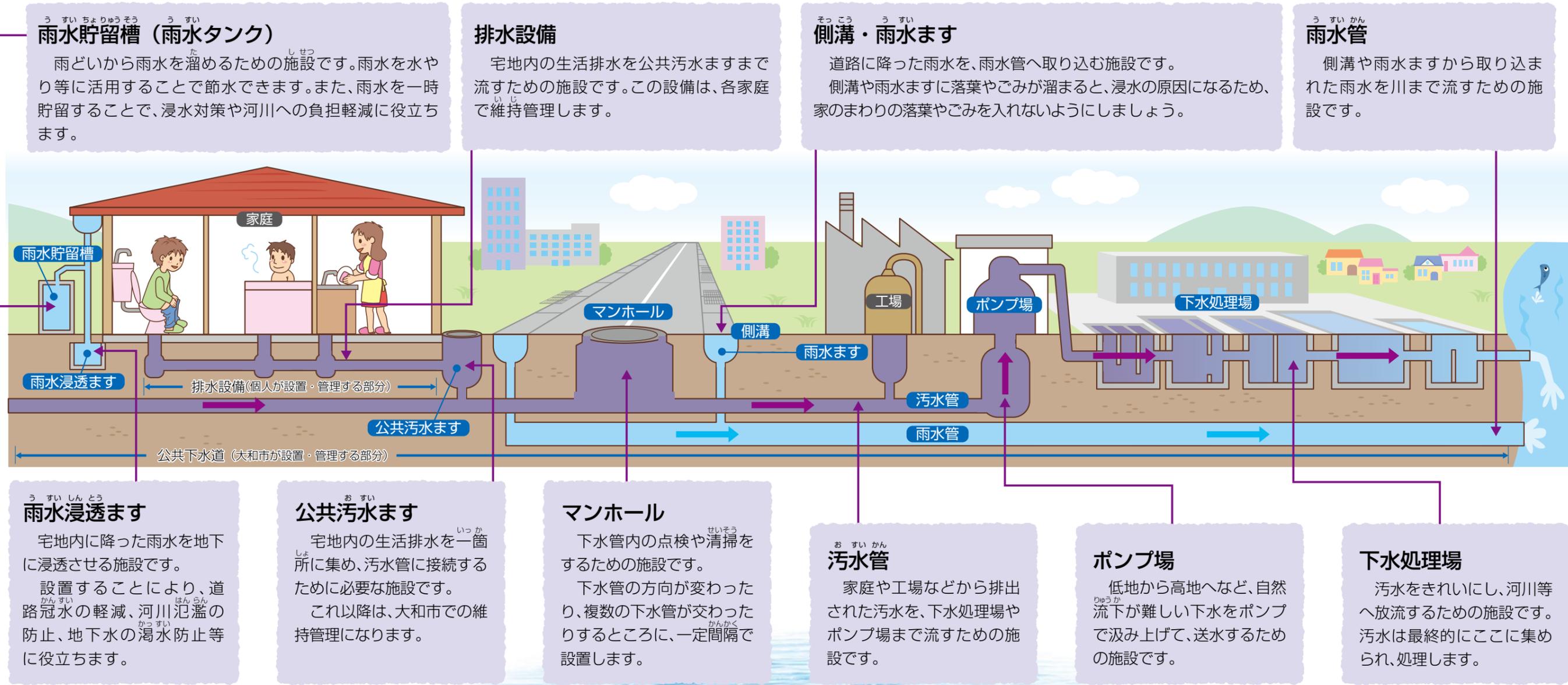
下水道のしくみ

下水の種類

家庭の台所やトイレ、風呂などからでた生活排水や、工場、事業場などの生産活動により生じた工場排水などの水を『汚水』と言います。これに対して、雨水や地下水、雪解け水などの自然現象に起因する水を『雨水』と言い、この『汚水』と『雨水』を併せて『下水』と言います。

『汚水』は、汚水管を通して下水処理場へ運ばれ、汚れを取り除いた後にきれいな水として川へ放流します。『雨水』は、宅地内であれば基本的に地下に浸透させ、道路等に降った雨は雨水管を通して、川へ直接流しています。汚水管や雨水管などの下水管は、自然に下水が流れるように勾配をつけて設置しています。

下水道のしくみ



雨水貯留槽 (雨水タンク)

雨どいから雨水を溜めるための施設です。雨水を水やり等に活用することで節水できます。また、雨水を一時貯留することで、浸水対策や河川への負担軽減に役立ちます。

排水設備

宅地内の生活排水を公共汚水ますまで流すための施設です。この設備は、各家庭で維持管理します。

側溝・雨水ます

道路に降った雨水を、雨水管へ取り込む施設です。側溝や雨水ますに落葉やごみが溜まると、浸水の原因になるため、家のまわりの落葉やごみを入れないようにしましょう。

雨水管

側溝や雨水ますから取り込まれた雨水を川まで流すための施設です。

雨水浸透ます

宅地内に降った雨水を地下に浸透させる施設です。設置することにより、道路冠水の軽減、河川氾濫の防止、地下水の濁水防止等に役立ちます。

公共汚水ます

宅地内の生活排水を一箇所に集め、汚水管に接続するために必要な施設です。これ以降は、大和市での維持管理になります。

マンホール

下水管内の点検や清掃するための施設です。下水管の方向が変わったり、複数の下水管が交わったりするところに、一定間隔で設置します。

汚水管

家庭や工場などから排出された汚水を、下水処理場やポンプ場まで流すための施設です。

ポンプ場

低地から高地へなど、自然流下が難しい下水をポンプで汲み上げて、送水するための施設です。

下水処理場

汚水をきれいにし、河川へ放流するための施設です。汚水は最終的にここに集められ、処理します。

下水の排除方式

下水道には、『汚水』と『雨水』を同じ下水管に流す合流式下水道と、『汚水』と『雨水』を別々に流す分流式下水道の2種類の排除方式があります。

大和市では、下水道事業に着手した当初、合流式下水道による整備を行っていましたが、昭和48年以降は分流式下水道による整備を行っています。

コラム 下水道が整備されていない地域では？

市街化調整区域(※1)等の下水道が整備されていない地域では、汲み取り式トイレや浄化槽が使用されています。

将来的には、市街化調整区域を下水道事業計画区域に編入し、下水道を整備する計画となっています。

※1 市街化調整区域

都市計画法第7条第3項で指定される、市街化を抑制すべき区域のことです。



下水処理場のしくみ

沈砂池

汚水管を通過して下水処理場に運び込まれた下水は、最初に沈砂池へ集められます。ここで汚水の中に含まれている大きなごみや、汚水管を流れている間に入り込んだ小石や砂を取り除きます。

最初沈殿池

汚水をゆっくり流していき、沈砂池で沈まなかったごみや砂を沈ませ、水面に浮かんだ滓を取り除きます。沈んだごみや砂は、濃縮タンクへ送られます。

反応タンク

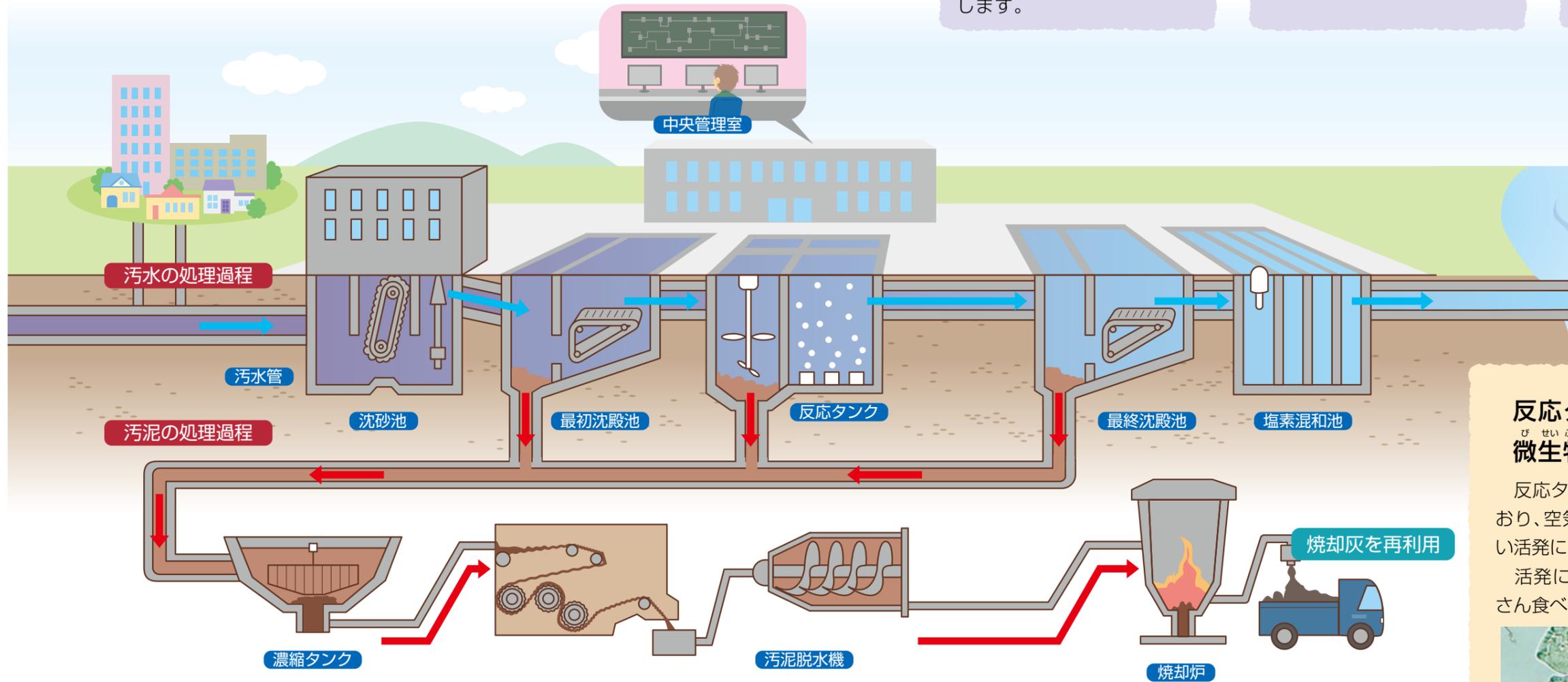
最初沈殿池から流れてきた汚水を、微生物の混ざった泥(活性汚泥)と混合し、タンクの底から空気を送り込むことで、微生物が酸素を吸い活発になり、汚水中の汚れ(有機物)を食べて、きれいにします。

最終沈殿池

反応タンクから流れてきた汚水をゆっくり流すと、活性汚泥が沈殿し、上澄み水と分離します。沈殿した活性汚泥の一部は再び反応タンクへ戻し、残りは濃縮タンク等へ送ります。

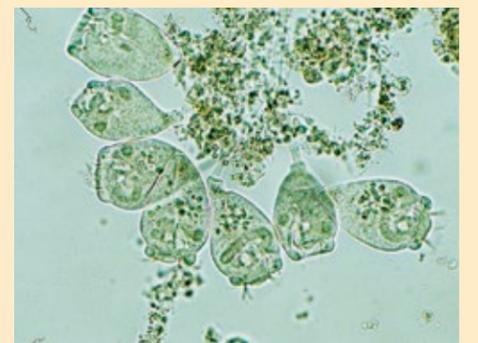
塩素混和池

最終沈殿池の上澄み水をここで塩素により消毒します。国の基準に適合した水質になった水は、川へ放流されます。



反応タンク内で活躍する微生物

反応タンク内には微生物がたくさんおり、空気を送り込むことで酸素を吸い活発になります。活発になった微生物は、汚れをたくさん食べて汚水をきれいにします。



エピスティリス

濃縮タンク

最終沈殿池等から送られてくる汚泥を集め、濃縮することで水分を減らします。

汚泥脱水機

濃縮した汚泥に薬品を添加し、さらに水分を吸い取ります。その結果できるものが、脱水汚泥です。

焼却炉

脱水汚泥は、焼却炉で燃やして灰にします。



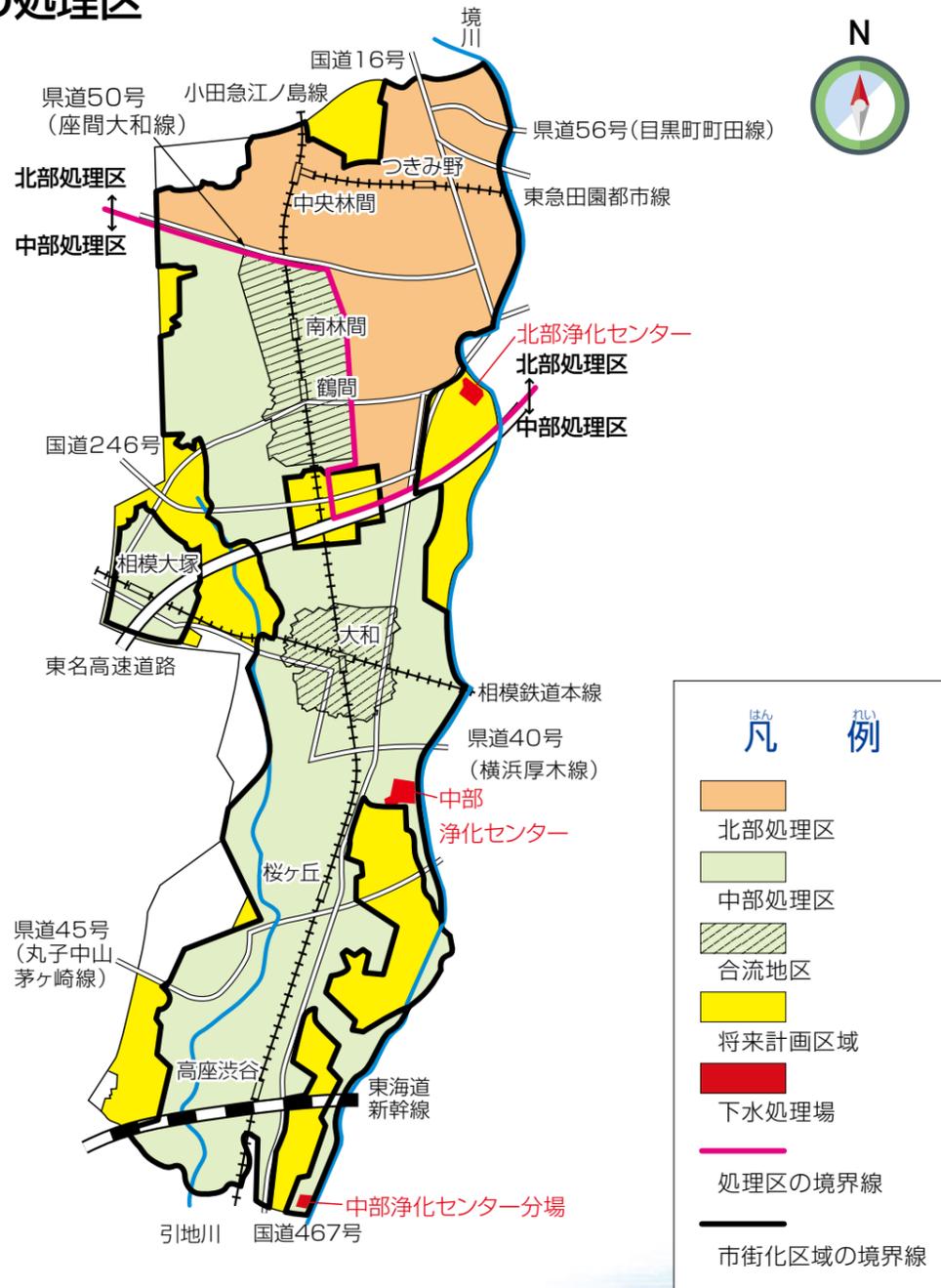
下水道の処理区と処理施設

大和市の下水処理場は2箇所あります。北部処理区を受け持つ北部浄化センターと中部処理区を受け持つ中部浄化センターです。市内の各地区から集められた汚水は、それぞれの下水処理場で処理し、境川に放流します。

中部浄化センターへの自然流下が難しい南部地域の汚水は、中部浄化センター分場へ集められ、ポンプにより汲み上げられて、中部浄化センターへ送水します。

また、2箇所の下水処理場で発生した汚泥は、脱水された後、北部浄化センターに集めて、焼却します。

下水道の処理区



下水道の処理施設

北部浄化センター



概要

北部浄化センターは、大和市の北部地区(中央林間、中央林間西、つきみ野及び下鶴間地区)の分流汚水の処理及び市全体の下水汚泥を焼却する施設です。処理水の放流先は、境川です。

- 所在地:大和市下鶴間2698番地
- 現況敷地面積:約3.54 ha
- 供用開始年月:昭和63年12月
- 水処理能力:44,000 m³/日
- 焼却能力:110 t/日

中部浄化センター



概要

中部浄化センターは、大和市の中部地区(大和駅、鶴間駅、南林間駅及び相模大塚駅の周辺地区)と南部地区(桜ヶ丘駅、高座渋谷駅周辺地区)の合流及び分流汚水を処理する施設です。処理水の放流先は、境川です。

- 所在地:大和市深見3811番地
- 現況敷地面積:約5.33 ha
- 供用開始年月:昭和44年4月
- 水処理能力:59,000 m³/日

中部浄化センター分場 (南部ポンプ場)



概要

中部浄化センター分場は、大和市の南部地区(桜ヶ丘駅、高座渋谷駅周辺地区)の分流汚水を集めてポンプで汲み上げ、中部浄化センターへ送水を行う施設です。

- 所在地:大和市下和田664番地
- 現況敷地面積:約1.24 ha
- 供用開始年月:平成3年8月



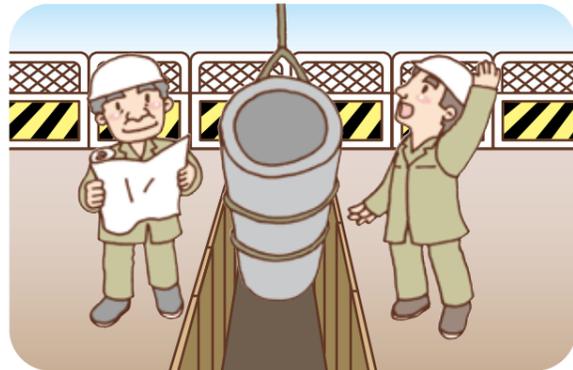
下水管の工事と維持管理

下水管の工事

下水道を整備・維持していくためには、いろいろな工事を行う必要があります。下水管は、大きさや埋設する深さなどにより、適した工法を採用し、道路等の地下に埋設しています。

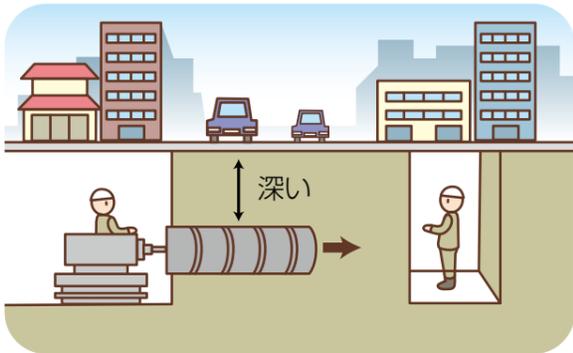
開削工法

主に浅いところに下水管を埋設する場合に、道路を掘って下水管を埋めていく方法です。

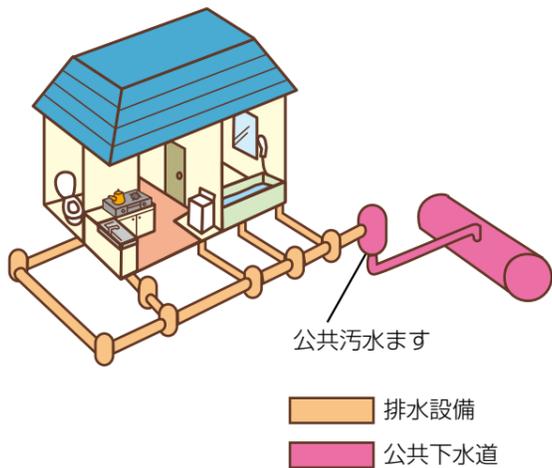


推進工法

主に深いところに下水管を埋設する場合に、立坑という穴を掘り、横方向に下水管を継ぎ足しながら、土の中に押し込んでいく方法です。



排水設備工事



排水設備工事とは、家庭から排水される汚水を公共下水道へ排出させるために必要な設備(排水管及び宅内ます等)の新設、または改造するための工事のことを言います。

大和市では、工事が適正に行われるように、一定以上の技術を持った工事業者を「大和市指定工事店」に指定しています。排水設備の工事は、この指定工事店でなければ施工することができません。

「大和市指定工事店」の一覧表は大和市ホームページをご覧ください。担当課窓口で配布をしています。

なお、宅地内の排水設備は、使用者本人の負担で設置と維持管理をしていただきます。

下水管の維持管理

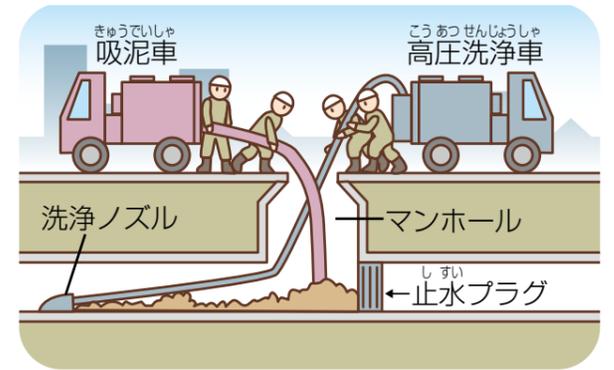
下水道は、市民の生活を支える重要なライフラインです。そのため、安全で安心して下水道を使用できるよう、下水管の維持管理をしています。また、適切な維持管理を行うことで、下水管を長く使用できるようにしています。

清掃

汚水は、昼夜を問わず汚水管に流入しています。

また、雨水管には、雨水に混じり土砂やごみ等が流れてきて、溜まります。

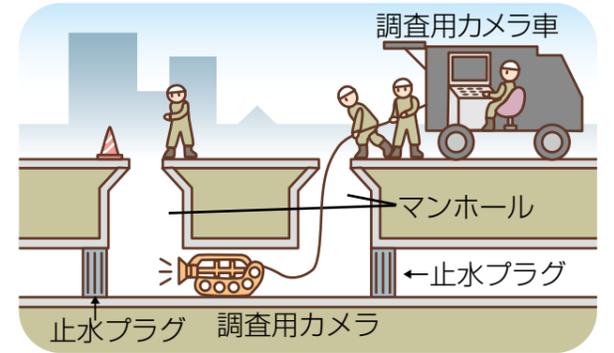
汚水中の油分や雨水中の土砂等が管内に堆積すると、悪臭や詰まり、浸水の原因となるため、順次、下水管の清掃を行っています。



調査・補修

下水管の維持管理のため、目視による点検や調査用カメラによる詳細な調査を実施しています。

補修工事では、下水管の状態により、道路を掘って工事を行うのではなく、マンホールから特殊な機械を入れ、老朽化した管の内面を被覆・補強する工法を多く採用しています。



調査用カメラで下水管の不具合を見つけたら・・・

目視や調査用カメラにより、下水管の不具合(破損、亀裂、腐食等)を発見した場合は、下水管の詰まりや道路の陥没の原因になるため、早急に補修工事を実施します。



下水管が破損している様子



下水管を新しい管に交換した様子



下水処理場の工事と維持管理

下水処理場の改築更新工事

下水処理場は建設から30年以上が経過しており、機械や電気設備の老朽化が進んでいます。そのため、処理場機能への影響や事業費の平準化について考慮をしながら、計画的に更新を実施しています。

また、更新の際には環境に配慮された、省エネルギー対応型の機器を導入するなど工夫をしています。

下の写真は、水処理施設の反応タンクに空気を送る機械です。新しい機械は、省エネルギーや騒音対策など環境に配慮された構造になっています。



工事前



工事後

下水処理場の維持管理

運転管理・保守・点検

下水処理場内にある多くの機械や設備は、中央管理室で管理され、24時間稼働しています。

また、施設を長く使えるように、施設の保守点検を定期的に行っています。

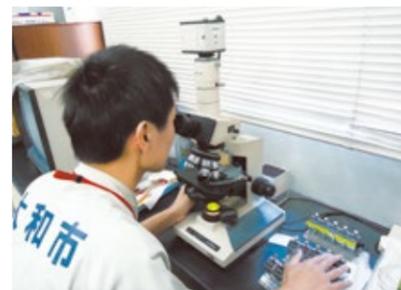


中央管理室の様子

水質検査

下水処理場内に流入する下水や下水処理場から放流される処理水の水質が、国の基準に適合しているかどうか検査しています。

また、検査の結果を踏まえて、反応タンク内の微生物の数や種類等の管理を行っています。



顕微鏡で微生物の数を数えている様子

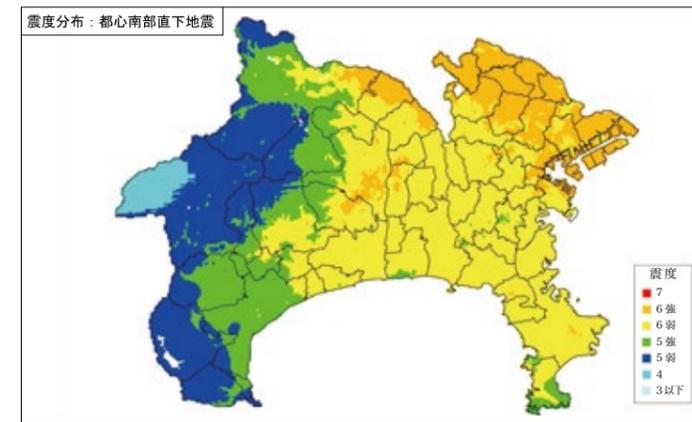


下水道の災害対策

都市型大地震について

阪神・淡路大震災のような都市の直下を震源地とする地震や東日本大震災のような大規模な地震は、下水道をはじめとしたライフラインに大きな被害を与えます。

首都圏では、今後、マグニチュード7クラスの都心南部直下地震(※1)が起こると想定されています。大和市でも、この地震で震度6弱の揺れが予想されており、耐震化等の対策が求められています。



※1 都心南部直下地震
都心南部直下のフィリピン海プレート内を震源とする地震と想定されています。

『神奈川県地震被害想定調査報告書概要版』
P14より引用
(平成27年3月、
神奈川県地震被害想定調査委員会発行)

大和市の地震対策について

大和市では、新しい耐震設計基準が策定される前から、多くの下水道施設を建設してきました。大規模な地震から施設を守るため、新たな設計基準により耐震化を行う必要がありますが、耐震工事には多くの費用と時間が必要となるため、施設の重要度を考慮しながら計画的に工事を進めています。

処理場施設の耐震補強工事の状況



耐震強度不足の壁を取壊し、新しい壁に造り替えます。



新たに鉄筋を設置します。



コンクリートを打ち込み、固まれば完成です。



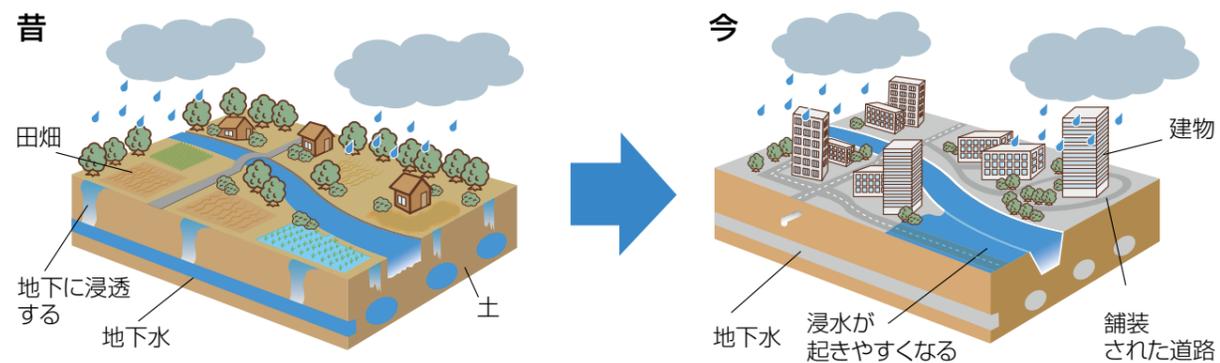
下水道の浸水対策

浸水被害の原因

都市化の進展

近年の都市化の進展により、地表がアスファルト等で舗装されたため、以前と同じように雨が降っても、地下に浸透する雨水の量が少なくなり、低地に大量の雨水が集まります。そのため、既存の施設では雨水を排除できず、浸水が起こってしまいます。

こうした都市に降った雨水の排除は、下水道の重要な役割のひとつです。



近年の降雨の傾向

近年の降雨の傾向として、短時間に集中して降る大雨が多くなっており、10分間で10mmを超える降雨となることもあります。

このような大雨が発生すると、5年に一度の大雨(1時間で50mm程度の降雨)を想定し整備された下水道の排水能力を超え、浸水が発生することがあります。

1時間雨量 (mm)	10以上～20未満	20以上～30未満	30以上～50未満	50以上～80未満	80以上～
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような 圧迫感がある 恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	

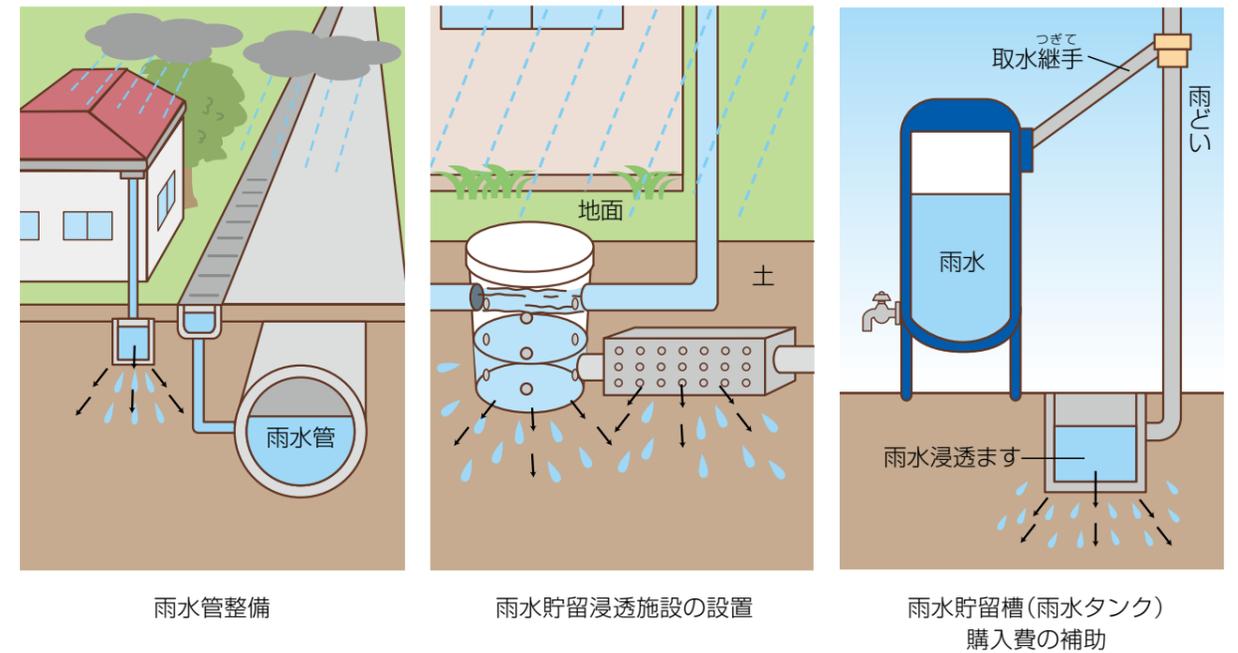
出典：気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html)

「気象庁 雨の強さと降り方」より抜粋 (平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成29年3月一部改正、平成29年9月一部改正)

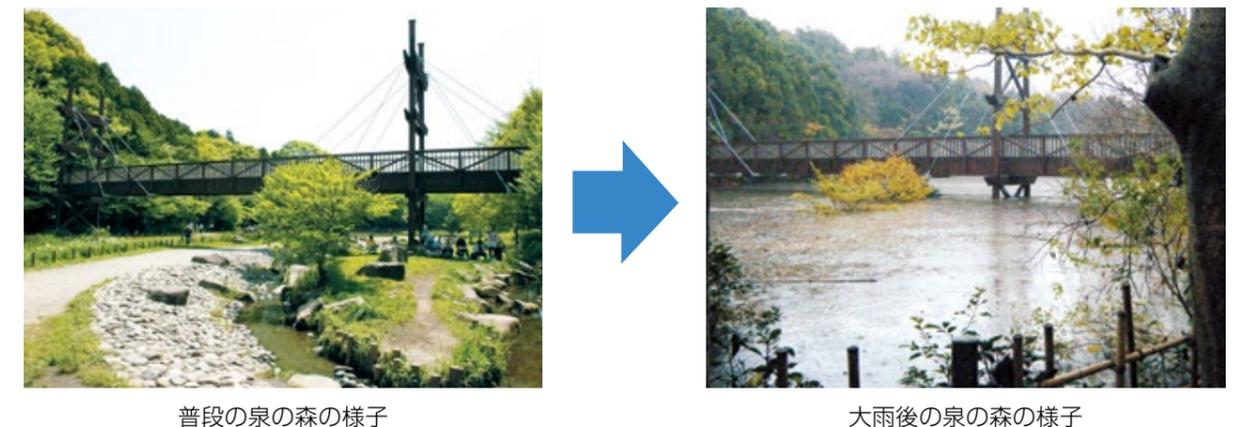
大和市の浸水対策

浸水被害を防ぎ、安全で安心な生活環境を守るため、雨水管整備や雨水貯留浸透施設等の設置により、効果的な浸水対策を推進します。また、市民のみなさんが雨水貯留槽を設置する際には、購入費の一部を補助し、設置を支援しています。



河川の氾濫対策

浸水を防ぐためには、下水道の整備だけでなく、河川の改修等を併せて行うことが重要です。市では、引地川の最上流部に調整池の役割を持つ泉の森(上草柳調整池)を整備し、大雨時には雨水を一時的に貯水することで、河川下流部への急激な雨水の流出を抑制して、河川の氾濫による浸水被害を防いでいます。



普段の泉の森の様子

大雨後の泉の森の様子



大和市の下水道事業

下水道の費用負担

雨水公費・汚水私費の原則



雨水は税金で負担(公費)

汚水は使用料で負担(私費)

下水道事業では、自然現象である雨水は税金(=公費)で処理し、生活排水や工場排水などの汚水をきれいにするための費用は、汚水を流した人に負担してもらうという受益者負担の考えから、排出量に応じて下水道使用料(※1)を徴収し、その収入(=私費)で処理を行っています。

同様に、下水道(汚水)の新規整備の際に、下水道整備によって利益を受ける人(=受益者)に、建設費の一部を負担してもらう下水道事業受益者負担金(※2)制度があります。

このように、下水道事業は市民のみなさんの負担で成り立っています。

※1 下水道使用料

下水道使用料は、家庭や工場からでた汚水をきれいにするため等の費用として、上水道の使用量等に応じて、下水道の利用者に負担していただいています。

料金は、神奈川県企業庁大和下水道営業所が、水道料金と一緒に上下水道料金として請求しています。

※2 下水道事業受益者負担金

下水道事業受益者負担金は、公共下水道が整備された区域内に土地を所有している人等に、都市計画法第75条の規定により、下水道の建設事業費の一部を負担していただくものです。

負担額は、対象となる土地1㎡当たり280円を乗じて得た額(10円未満切り捨て)となり、一度負担していただくと、同じ土地には再び賦課されません。

下水道事業の課題

税金等による赤字の補てん

本来、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水を処理する費用はすべて下水道使用料で賄わなければなりません。

しかし、現在は下水道使用料だけでは足りず、市民のみなさんが納める税金等からの補てんにより、汚水処理を行っている状況です。

維持管理費の増大

大和市の下水処理場や下水管は、建設時期が古く、耐用年数を迎えているものも少なくありません。施設が古くなればなるほど修繕にかかるお金は多くなってしまいます。

維持管理費を抑えるために、日ごろから、こまめにメンテナンスするなど経営努力をしています。

下水道事業の運営について

大和市の下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、会計方式を公営企業会計に移行しました。

公営企業会計では、固定資産台帳の整備および複式簿記の導入により、経営成績や財政状況の的確な把握が可能となります。類似団体との比較や自らの状況分析により、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上に取り組んでいきます。



こんな時はこちらにご連絡ください

Q 引越し(転出/転入/市内移動)した時に、どのように下水道の手続きをすればいいですか？



A 大和市では、下水道使用料の徴収を神奈川県企業庁に委託しているため、下水道の開始・休止の連絡や支払い方法を変更する場合は、水道と一緒にのお手続きになります。下記までお問い合わせ下さい。

神奈川県営水道お客さまコールセンター
0570-005959(ナビダイヤル)



Q 宅地内の排水設備が詰まった時は、どこに連絡すればいいですか？



A 宅地内の排水設備が詰まった場合は、ご自身で清掃いただくか、大和市指定下水道工事店、または大和市管工事協同組合へお問合せ下さい。

大和市管工事協同組合 046-262-1130



Q 下水道に関する問い合わせは、どこに連絡すればいいですか？



A 下水道使用料や、下水道事業受益者負担金、雨水貯留槽(雨水タンク)購入費補助金、マンホールカードなどについては、046-260-5468までお問い合わせください。担当課へお取り次ぎをいたします。





下水道のイメージアップ活動

大和市では、下水道の重要性や役割、適正利用についてPRし、下水道のイメージアップ(再構築)を図り、下水道事業に対する市民のみなさんの理解と協力をいただくために、次のような活動を行っています。

下水道出前授業

市内公・私立小学校4年生の児童を対象に、下水道の役割や仕組み、下水道の正しい使い方等について、出前授業を行っています。

授業を通じて、下水道が身近にあることや下水道の重要性を実感してもらい、下水道のイメージアップを図ります。



下水道出前授業の様子

下水道ポスター展



入選作品展示の様子

市内公・私立小学校4年生の児童を対象に、下水道に関して自由に発想したポスターを募集し、下水道に対する意識の向上を図ります。

また、入選作品の展示等を通じて、市民のみなさんの下水道に対するイメージアップを図ります。

下水道啓発イベント

毎年11月に開催される環境フェアで、下水道に関わる資料の展示や下水道クイズを実施し、下水道に関する知識の普及啓発に努めています。

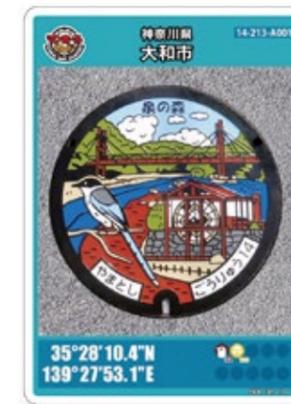


環境フェアの様子

マンホールカード

合流地区用に作成したカラーマンホール蓋をデザインしたマンホールカードを作成し、配布することで楽しみながら下水道に関心を持ってもらいます。

マンホールカードは、マンホール蓋を管理する地方自治体が、全国統一のデザインで作成した、カード型のパンフレットです。



大和市のマンホールカード



市民のみなさんに ご協力いただきたいこと



排水口にはごみや油を流さない

排水口にごみや油を流すと、下水管が詰まる原因となります。野菜くずなどは三角コーナーへ入れて水を切り、燃えるごみとして捨てましょう。鍋やお皿についた油汚れは、キッチンペーパー等でふき取ってから洗ってください。こうした取り組みは水や洗剤の節約にもなります。

下水管に油を流すと…

油は流れていくうちに、冷えて固まり、下水管の詰まりの原因となります。詰まった下水管をきれいに清掃するためには、多くの費用がかかります。

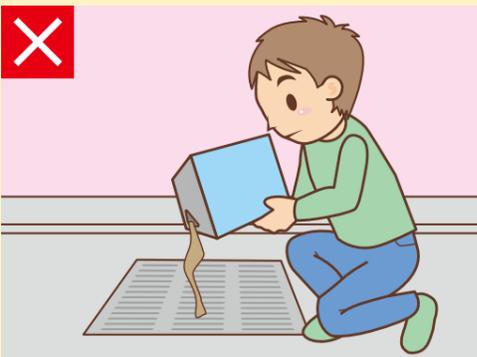


油が冷えて固まっている様子

清掃後の様子

トイレにはトイレットペーパー以外の紙を流さない

トイレにトイレットペーパー以外の紙を流すと、下水管の詰まりの原因となります。トイレにはトイレットペーパー以外の紙を流さないでください。



危険物は下水道に流さない

揮発性の高いガソリンや灯油、シンナー等はガス化して爆発してしまう恐れがあるので、下水道へ絶対に流さないでください。

公共汚水ますの上に物を置かない

公共汚水ますは、宅地内からの排水を下水管に流す入口です。点検や清掃の際にふたが開けられるように、宅地内の公共汚水ますの上に物を置かないでください。



雨水ますや側溝にごみや小石などを入れない

雨水ますや側溝は、降った雨を流すための施設です。ごみや石、落葉などを入れると詰まってしまう、大雨時に道路へ水が溢れ出てしまうことがあります。

また、分流式の処理区では、雨水ますや側溝に入ったごみや石などは、そのまま雨水管を通して、直接川に流れるため、川や海を汚すことにもなります。



雨水は宅地内で処理する

宅地内に降った雨は、宅地内で処理するのが原則です。新たに建物を建てる際は、敷地内に雨水を浸透させるための雨水浸透ますを設置し、地中へ雨水が染み込むようにしましょう。大雨時の浸水対策としての効果も期待できます。

また、分流式の処理区では、宅地内の雨水を誤って污水管へ接続しないでください。大雨時に污水管や下水処理場の能力を超え、污水が溢れてしまう可能性があります。



雨水を有効利用する

雨水は大切な資源です。雨水を有効利用するためにも、雨水貯留槽(雨水タンク)に雨水を貯めて、庭の水やりなどに利用しましょう。

大和市では、宅地内に雨水貯留槽を設置される方に、その費用の一部を補助する雨水貯留槽(雨水タンク)購入費補助制度を実施しています。